

第1回名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会次第及び議案書

日時 令和8年7月21日（火） 15時30分～

場所 名寄市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 部会長及び副部会長選出

5 議事

報告第1号 地域福祉計画の概要

報告第2号 第4期名寄市地域福祉計画の策定スケジュール

協議第1号 第4期名寄市地域福祉計画・第6期名寄市地域福祉実践計画
策定のためのアンケート調査について

6 その他

7 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会 地域福祉部会 委員名簿

任期: 令和8年7月21日～令和9年3月31日

No.	役職名	氏名	所属団体及び役職名	備考
1		笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (児童部会)
2		尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (障がい者部会)
3		丸山 隆司	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (児童部会)
4		尾崎 良雄	名寄幼児教育・保育振興会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (児童部会)
5		成田 勇一	名寄市身体障害者相談員	名寄市保健医療福祉推進協議会 (障がい者部会)
6		市川 大介	社会福祉法人 道北センター福祉会 道北障害者就業・生活支援センターいきぬき センター長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (障がい者部会)
7		天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (高齢者部会)
8		小池 晴行	名寄市風連町高齢者事業団 理事長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (高齢者部会)
9		田中 吉則	名寄市老人クラブ連合会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (高齢者部会)
10		角尾 ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (保健医療部会)
11		山崎 美由紀	名寄市保健推進委員協議会 副会長	名寄市保健医療福祉推進協議会 (保健医療部会)
12		結城 佳子	名寄市立大学 教授	名寄市保健医療福祉推進協議会 (保健医療部会)
13		澁谷 由美子	NPO法人なよろ観光まちづくり協会 総務係	
14		山崎 直文	一般公募	

報告第 1 号

第 4 期名寄市地域福祉計画の策定について

社会福祉法では、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明確に位置付けられており、特定の人々を対象にするのではなく、地域に焦点をあてた「地域福祉計画」を各市町村において策定することとされています。

(市町村地域福祉計画)

社会福祉法第 107 条第 1 項

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※計画策定の基本的な考え方

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるようにすることを目的に策定する。

また、市総合計画と各保健福祉関連計画の中間としての位置付けはもちろん、実務との整合性を図るため、社会福祉協議会をはじめ各福祉関係機関・団体等との意見調整を行い策定する。

※計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度（5 年間）

※策定部会の設置

名寄市保健医療福祉推進協議会規則第 8 条ただし書きにより地域福祉部会を設置する。

14 名で構成する。

報告第2号

第4期名寄市地域福祉計画策定スケジュール

月別	名寄市保健医療福祉 推進協議会	地域福祉部会	事務局
令和8年4月			
令和8年5月	第1回協議会開催 ・委員の委嘱 ・基本的事項の説明 ・計画の諮問		
令和8年6月			・部会年間スケジュール(案)の作成 ・委員の推薦依頼、公募
令和8年7月		第1回部会の開催 ・委員の委嘱 ・計画策定のスケジュールの確認 ・アンケート調査の作成	アンケートの発送
令和8年8月			アンケートの集計
令和8年9月		第2回部会の開催 ・アンケート結果分析 ・素案の検討	素案の作成
令和8年10月			
令和8年11月		第3回部会の開催 ・素案の検討	素案の修正
令和8年12月	第2回協議会開催 ・計画書の承認 ・市長へ計画の答申		
令和9年1月			パブリック・コメント
令和9年2月			計画書の印刷
令和9年3月			計画書の配布

協議第 1 号

第 4 期名寄市地域福祉計画・第 6 期名寄市地域福祉実践計画策定のための アンケート調査について

名寄市の第 4 期地域福祉計画及び社会福祉法人名寄市社会福祉協議会の第 6 期地域福祉実践計画の策定に向けて、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施します。

- 1 調査対象 市内にお住まいの 18 歳以上 1,500 人（年代別に無作為抽出）
- 2 調査方法 自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
- 3 調査時期 令和 8 年 7 月下旬～8 月中旬
- 4 集計・分析 令和 8 年 8 月中旬～8 月下旬
- 5 調査票 別紙のとおり

第4期名寄市地域福祉計画・第6期名寄市地域福祉実践計画策定のための
アンケート調査票

問1 お住まいの地区は、どちらですか。(○は1つ)。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 名寄地区 | 2. 風連地区 | 3. 智恵文地区 |
|---------|---------|----------|

問2 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問3 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 18～19歳 | 2. 20～24歳 | 3. 25～29歳 | 4. 30～34歳 |
| 5. 35～39歳 | 6. 40～44歳 | 7. 45～49歳 | 8. 50～54歳 |
| 9. 55～59歳 | 10. 60～64歳 | 11. 65～69歳 | 12. 70～74歳 |
| 13. 75～79歳 | 14. 80歳以上 | | |

問4 現在の家族構成についてお答えください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 2世代世帯(親と子) |
| 4. 3世代世帯(親と子と孫) | 5. その他 | |

問5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(○は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 一戸建て |
| 2. 集合住宅(例: アパート、マンション、公営住宅 等) |
| 3. その他() |

問 7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問 8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 未定 |
|-------|-------|-------|

問 9 あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。

(○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 1. 近所付き合いを、密にしている |
| 2. 困った時などに、近所の方に相談をする程度 |
| 3. あいさつをする程度 |
| 4. ほとんど付き合いがない |
| 5. その他 () |

問 10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない | 3. わからない |
|-----------|------------|----------|

↓
(1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない |
| 2. 町内会などの地域での人間関係が面倒だから |
| 3. 町内会活動に参加する時間がない |
| 4. 町内会の加入方法がわからない |
| 5. 町内会で何をしているのかわからない |
| 6. 町内会に誘われていないので |
| 7. その他 () |

問 11 あなたは現在、お住いの地域や市内で、どのような地域活動に参加されていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 町内会活動
2. 子ども会育成部の活動
3. 老人クラブの活動
4. 趣味、文化、教養などのサークル活動
5. スポーツのサークル活動
6. NPO やボランティア団体の活動
7. 近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）
8. その他（ ）
9. 特に参加していない



（１）問 11 で「9. 特に参加していない」に○をつけた方にお聞きします。
地域活動に参加されていない理由を教えてください。（○は３つまで）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 必要性を感じない | 2. 人間関係が面倒 |
| 3. 活動に参加する時間がない | 4. 参加の方法がわからない |
| 5. 自分に合った活動がない | 6. どのような活動があるのかわからない |
| 7. 誘われないから | 8. 一緒に参加する人がいない |
| 9. 健康・体力に自信がない | 10. その他（ ） |

問 12 問 11 にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。(○は3つまで)

1. 学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる
2. 地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする
3. 地域活動に関する情報提供を充実させる
4. 地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる
5. 地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる
6. 地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる
7. 地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる
8. 地域活動の拠点となる場を整備する
9. 地域活動への資金面の援助を充実させる
10. その他 ()
11. 特に必要ない

問 13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 現金の寄付・募金
2. 物品の寄付・寄贈
3. 寄付つき商品の購入
※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの
4. チャリティイベントへの参加
5. その他 ()
6. 福祉活動は、したことがない

問 14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。

(○は3つまで)

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 市や社協の広報紙 | 2. 新聞 |
| 3. テレビ | 4. エフエムなよろ等のラジオ |
| 5. ホームページやブログなど | |
| 6. SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス、エックス、ライン、フェイスブックなど) | |
| 7. チラシ、パンフレット類 | 8. ポスター |
| 9. 友人や知人、近所の人に聞く | 10. その他 |

問 15 地震や風水害などの災害時に、自分1人で避難できますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 避難できる | 2. 介助があれば避難できる |
| 3. 避難できない | |

問 16 あなたのご近所で以下の困りごとを抱えている世帯はありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 家族や自身の健康や介護について不安のある世帯 |
| 2. ひきこもりや孤立について課題のある世帯 |
| 3. 敷地内に不要な物が散乱している世帯 |
| 4. ペットが多数増え、飼い主の生活やお世話が困難になっている世帯 |
| 5. 生活費に必要なお金や物が足りず困っている世帯 |
| 6. 不登校児童やひきこもりの子どもがいる世帯 |
| 7. 子育てに不安を抱えている世帯 |
| 8. 買い物や通院に困難を抱えている世帯 |
| 9. ない |
| 10. 分からない |

最後に、今後、住みよいまちづくりを進めていくためのご意見・ご要望等をご記入ください。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

※封筒に無記名で入れ、令和8年8月19日(水)までに投函してください。

○名寄市保健医療福祉推進協議会規則

平成18年3月27日規則第118号

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の経路を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会要領

（部会）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、名寄市保健医療福祉推進協議会規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会（以下「地域福祉部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 地域福祉部会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、規則第8条第2項に掲げる者で構成する。

（任期）

第3条 委員の任期は、規則第8条第6項の規定による。

（協議事項）

第4条 地域福祉部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における福祉サービスに関する事項
- (2) 計画の原案策定に関する事項
- (3) その他重要な地域福祉に関する事項

（部会長及び副部会長）

第5条 規則第8条第3項の規定により、部会長を置く。

2 副部会長は委員の互選によるものとし、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、地域福祉部会の運営に関し必要な事項は、部会長が地域福祉部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。